

2021年11月19日

大阪府商工労働部
大阪府計量検定所長
福山喜彦様

自治労大阪府職員労働組合
商工支部 計量検定所分会
分会長 濱野 将一

勤務・労働条件及び職場環境等に関する要求について

日頃の計量行政確立に向けた取り組みに敬意を表します。

私たち自治労大阪府職員労働組合に結集する組合員は、公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行すべく日々奮闘致しております。

公務員としての総合性を継続的に研鑽することを前提に、府民福祉・公共サービスの向上に寄与すべく職務に邁進できる職場確立のため、自らの労働条件および職場環境等について下記の要求を行いますので誠意をもって対応されたい。

記

Ⅰ 勤務・労働条件等に関すること

1. 従前からの労使慣行を厳守し、勤務・労働条件の改変にあたっては、事前協議制を尊重して遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。
2. 検定所において、労基法に抵触する恐れがある場合や、コンプライアンス違反に抵触することが危惧される場合は、速やかに適正な業務執行が行われるよう取組み、適切に対応できるよう勤務・労働条件の改善を図ること。

《要望事項》

- ・ 人員の配置については、所属長等のマネジメントとして位置付けであるが、業務実態を把握した人員配置や、適性にあった人材活用をした組織マネジメントや、人員の重点化を行うなど、必要な業務量に見合った適正な配置にも努めること。また、職の継承という意義を踏まえ過重労働防止に努め、職場の意見も配慮した勤務労働条件の適正な確保に努めること。
 - ・ 職員が持つアイデアや意欲、向上心を喚起し、職員の能力を直接職務に反映させるキャリアクリエイト制度（ベンチャーコース）の主旨を鑑み、職員のキャリアパス形成のため、業務経験とその順序を考慮し、所内配置異動を行うこと。
3. 再任用制度の運用にあたって、職場の状況等を踏まえ適切に対応すること。
 4. 検定所の「労働に関する安全」に留意した勤務・労働条件の改善を図ること。また、職員の健康管理に留意した勤務・労働条件の改善を図ること。
 5. フレックスタイム制度の導入にあたり、検定所内の実情に配慮した運用を行い、全ての職員が平等に活用できる制度設計を行うこと。

Ⅱ 職場環境等に関すること

6. 職場の労働安全衛生対策を図り、心身の健康の保持・増進と疾病予防のため健康診断（人間ドッグ含む）の充実やメンタルヘルス予防対策、職場によるケア、研修・講習をさらに充実すること。また、モラハラおよびパワハラまがいの行為がない職場環境等を構築すること。
7. 検定所の建て替えに伴い、考えられる職場環境対策を労使間で協議すること。
8. 業務実態に対応した被服等が貸与できるよう措置を講ずること。

以上